

地域再生基本方針の一部変更について（概要）

令和元年12月
内閣府地方創生推進事務局

地域再生法（平成17年法律第24号）第4条第6項の規定に基づき、地域再生基本方針（平成17年4月22日閣議決定）の一部を変更する。

1. 地域再生法の一部を改正する法律の施行に伴う変更

地域再生法の一部を改正する法律（令和元年法律第66号）の施行により、地域再生計画の認定に基づく特別の措置として以下の3項目が追加されることに伴い、所要の追記・修正を行う。

- ① 地域住宅団地再生事業計画に基づく特例
- ② 既存住宅活用農村地域等移住促進事業計画に基づく特例
- ③ 株式会社民間資金等活用事業推進機構の業務の特例

2. その他所要の変更

地域再生の取組に関連する施策として、SDGs未来都市との連携について追記する。